

茨城県報

第 3 2 1 号

平成4年2月24日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●字の区域の変更(地方課)	1
●換地計画の決定(4件)(農地管理課)	6
●道路の区域の変更(3件)(道路維持課)	7
●道路の供用の開始(")	9
●土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)	9
●軽油引取税に関する特約業者の取消し(県税事務所)	10
●計量法に基づく定期検査の実施(計量検定所)	10
●土地改良事業の認可(10件)(土地改良事務所)	12

告 示

茨城県告示第216号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により大和村長から土地改良事業に伴い、同村内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成4年2月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字高森字西南原 845の4, 846の3, 847の2, 851の3

" 字八ツ田 853の内

大字高森 1628の2の内, 1630, 1719の内, 1741の内

上記を大字大国玉字谷津に変更

大字高森字本田 546の2, 546の3, 547の3

" 字坂口 548, 549の2, 550の2, 551の内, 553の内, 555, 557の内, 558, 559, 560の1の内, 560の2, 561, 562の2, 563の3

" 字東南原 667の2, 668の2

" 字前山 682の2

" 字志の 685の2

大字高森 1577の2, 1605の2の内, 1608の2の内, 1611の内, 1615の2,
1617の2, 1722

上記を大字高森字反町に変更

大字高森字反町 598の内, 599の内, 600の内, 601の1, 601の2の内, 602

” 字カフキ 625から633までの各内, 634の1の内, 635の内

” 字東南原 649の2, 650の2

大字高森 1608の2の内, 1611の内, 1612の内, 1725の内, 1726の内, 17
29の内

上記を大字高森字五反田に変更

大字高森字東南原 646の2

大字高森 1613の内, 1729の内

大字大国玉字五反田 817の2

” 字境 819の2, 841の内

上記を大字高森字カフキに変更

大字羽田字一本松 312の内, 313の内, 314の内, 317の内, 318の内

大字羽田 1313の内, 1500の2の内

大字大国玉字境 841の内

大字高森字東欠下 279の1, 279の2, 281の1, 281の2, 282の1, 282の2,
283の1, 283の2, 285から288まで, 289の1, 289の2

” 字坂口 546の2の内, 551の内, 553の内, 557の内, 560の1の内

” 字反町 573の内, 574, 575の内, 577の1の内, 577の2の内, 578,
579, 581の1の内, 582の内, 583の内, 584の1の内, 584の
2の内, 585の1の内, 585の3, 585の4の内, 586の1の内, 58
6の3の内, 587の1の内, 587の2の内, 587の4, 587の6, 59
3の1の内, 593の4, 595の1の内, 595の3の内, 596, 597,
598の内

” 字五反田 614の1の内, 614の2, 615の1, 651の2, 616の1, 616
の2, 617

” 字カフキ 618, 619, 621の内

大字高森 1569の2, 1605の2の内, 1612の内, 1613の内, 1634の1の内,
1720の2の内, 1727の内, 1729の内, 1730の内

上記を大字高森字下川原に変更

大字羽田字上川 441の2の内, 441の3の内, 442の1の内, 442の2の内, 442の
3, 443の1の内

大字羽田 1314の内, 1500の2の内, 1509, 1510の内

大字大国玉字境 845の2, 846の2

大字大国玉 5600の2の内

上記を大字羽田字一本松に変更

大字羽田字大桑木 146の内, 436, 1322の内

“ 字一本松 293の内, 294の内, 295, 296の1の内, 296の2, 297の1の内, 297の2, 298, 299, 300の1, 300の2, 301の1, 301の2, 302, 303, 305から312まで, 313の内, 314の内, 315, 316, 317の内, 323の内, 324, 326, 328, 330, 332, 335, 336, 338, 339, 340の1, 340の2, 341, 343から346まで, 347の1, 347の2, 348, 349, 350の1, 350の2の内, 350の3から350の5まで, 350の6の内, 351の1の内, 351の2の内, 351の3

“ 字上川 437, 439の1, 439の2, 440, 441の1, 441の2の内, 441の3の内, 442の1の内, 442の2の内, 443の1の内, 443から445まで, 446の1, 447の2の内

大字羽田 1313の内, 1314の内, 1315, 1316, 1317の1, 1318の内, 1319, 1321の内, 1464, 1500の2の内, 1502, 1504の内, 1507, 1510の内, 1511の内, 1554, 1561の内

大字高森 1716の2の内

上記を大字羽田字竹の花に変更

大字羽田字一本松 293の内, 294の内, 296の1の内, 297の1の内, 350の2の内, 350の6の内, 351の1の内, 351の2の内

“ 字竹の花 354の内, 355, 356の内, 357, 358, 359の内, 360の内, 362の内, 363の内, 365, 366から368までの各内

大字羽田 1311の2の内, 1318の内, 1324, 1503の内, 1504の内, 1506, 1508の内

上記を大字羽田字北向に変更

大字羽田字西坪 136の5, 137の3, 152の2

“ 字大桑木 164の内, 165の内, 172の内, 177の内, 1322の内, 1352の内

“ 字八反田 205の1, 205の2, 206の1, 207の1から207の3まで, 208の1から208の3まで, 209の5, 209の6, 213の4, 214の4, 215の4, 216, 217の1

“ 字北向 227から229までの各内, 240, 241, 242の1の内, 242の2の内, 243, 244, 245の内, 247の内

大字羽田字竹の花 366の内, 367の内

大字羽田 1311の2の内, 1326の内, 1329の1の内, 1361の3, 1362の2,
1467の2, 1508の内, 1513の3

上記を大字羽田字浦田に変更

大字羽田字浦田 180の内, 183の内, 184の内, 188の内

“ 字上川 447の1, 447の2の内, 449の1, 449の2, 450の1, 450の
2, 451, 452の1, 452の2, 454の1, 454の2, 456, 45
7の内, 458の内, 460の内, 462の1の内, 462の2の内

“ 字竹の花 367から369までの各内

大字羽田 1321の内, 1370の内, 1526の内, 1555

上記を大字羽田字大桑木に変更

大字羽田字孫八 65の2, 66, 67の1, 67の2の内, 70の内, 71の内

“ 字谷津坪 110の8, 110の9

“ 字八反田 206の2, 206の4, 209の4, 211, 213の1, 213の2, 2
14の1, 214の2, 215の1, 215の2, 217の3

大字羽田 1329の3, 1342の内, 1361の3, 1513の5, 1522の2の内

上記を大字羽田字久保田に変更

大字羽田字久保田 74の1の内, 75の内, 76, 77の内, 78の内

大字羽田 1332の内, 1342の内, 1517の内

上記を大字羽田字高田に変更

大字羽田字久保田 74の1の内, 74の2の内, 79の内

大字羽田 1342の内, 1353, 1354の3, 1517の内, 1556

上記を大字羽田字孫八に変更

大字羽田字大桑木 170の内, 171, 419の内, 421の内, 1352の内

“ 字出口 496の1の内, 496の2の内, 497, 498, 498の1, 499, 50
0, 502から504まで, 506の1, 506の2, 507, 511の4, 5
11の5, 512, 513, 514の1, 514の2, 515の内

大字羽田 1311の7, 1370の内, 1373, 1376, 1382の2の内, 1527の内

上記を大字羽田字上川に変更

大字羽田字上川 481から483までの各内, 485から488まで, 489の1, 489の2,
490から493まで

“ 字出口 494, 495, 496の1の内, 496の2の内, 515の内, 516

“ 字大道 540の1, 541, 546, 547の1, 547の2, 548の1, 548の
2, 549, 550の2, 555, 556の1の内, 557の内, 558の内

“ 字鍛冶前 584の内, 589の内, 590の1, 590の2から590の4までの各内,

592, 593の内, 595, 596から598までの各内, 599から602
まで, 606

大字羽田字戌亥角 654, 655の1, 655の2, 656, 657の1, 657の2, 657
の3, 658, 659, 660の1, 660の2, 661, 662の内, 662
の1, 662の2, 663の1から663の3まで, 664の1から664の3
までの各内

“ 字西坪 526の4

大字羽田 1377の内, 1380, 1381, 1384の内, 1385, 1389, 1391の
2, 1392の内, 1394, 1395の内, 1397の内, 1398の内, 1
527の内, 1528, 1530の2, 1532の内

上記を大字羽田字上の代に変更

大字羽田字大道 556の1の内, 557の内, 558の内, 559, 561の1, 562の1,
563の3, 564の3, 565, 566の4, 568, 569

“ 字上の代 639の内, 640, 641の内

“ 字戌亥角 662の内, 664の1から664の3までの各内, 665から677まで,
678の1, 678の2, 679, 680, 682から688まで, 690から
693まで, 695, 702, 703の1, 703の2, 704, 706, 70
7の1から707の3まで, 708の1から708の4まで, 709, 710の
1から710の3までの各内, 710の4, 711, 712の1, 712の2,
713の1, 713の2, 714, 715

“ 字桑木下 716, 717, 718の内, 721の内, 724の1の内, 762の1の内,
765の内, 768から770まで, 772, 773, 774の1, 775の1,
776の1, 776の6の内

大字羽田 1384の内, 1392の内, 1395の内, 1415の2, 1416, 1417, 1
418の2, 1423の内, 1424の内, 1425から1428まで, 150
1, 1532の内, 1533の内, 1534, 1535の内

上記を大字羽田字鍛冶前に変更

大字羽田字戌亥角 710の1から710の3までの各内

大字羽田 1424の内

上記を大字羽田字桑木下に変更

大字阿部田字辰 5の1, 5の4, 6の1, 6の3, 7, 8, 9の1, 10の1, 11の1

大字阿部田 1521の1, 1528の4, 1534

大字羽田字下川 810から824まで, 825の1から825の3まで, 826, 827の1,
827の2, 828の1, 828の2, 830から832まで, 833の2

大字羽田字 1433の2の内, 1434, 1439の4の内, 1541

上記を大字羽田字打越に変更

茨城県告示第217号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業筑波地区第3換地区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年2月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成4年2月25日から平成4年3月12日まで

3 縦覧の場所

つくば市役所

茨城県告示第218号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業筑波地区第4換地区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年2月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成4年2月25日から平成4年3月12日まで

3 縦覧の場所

つくば市役所

茨城県告示第219号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業園部川右岸地区第5換地区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年2月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成4年2月25日から平成4年3月19日まで

3 縦 覧 の 場 所

石岡市役所，美野里町役場，小川町役場

茨城県告示第220号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業大和中部地区第2換地区に係る換地計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年2月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 日

平成4年2月25日から平成4年3月19日まで

3 縦 覧 の 場 所

大和村役場

茨城県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成4年2月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年2月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道 路 の 種 類 県 道

2 路 線 名 菅谷小原内水戸線

3 道 路 の 区 域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市下国井町字門前下 309番1地先から	旧	メートル 最大 53.0	メートル 5.0	
		最小 41.0		
水戸市下国井町字門前下 309番1地先まで	新	最大 53.0	5.0	
		最小 35.0		

茨城県告示第222号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成4年2月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年2月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大洋鹿島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡鹿島町大字清水 字西山1657番2地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 6.0	1,795.0	
		最小 4.0		
		最大 21.0	1,756.0	
	最小 11.0			
鹿島郡鹿島町大字宮中 字下生附4594番5地先まで	新	最大 21.0	1,756.0	旧道を鹿島町へ移管のため
		最小 11.0		

茨城県告示第223号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成4年2月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年2月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡田伏土浦線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市田村町11番1地先から	旧	メートル 最大 7.2	メートル 58.0	
		最小 4.2		
土浦市田村町11番1地先まで	新	最大 7.2	58.0	迂回路設置
		最小 4.2		
	最大 10.0	45.0		
	最小 9.5			

茨城県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成4年2月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年2月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 岩瀬二宮線
- 2 供用開始の区間 西茨城郡岩瀬町大字上野原地新田字細谷西96番1地先から
西茨城郡岩瀬町大字下泉字細谷509番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成4年2月25日

茨城県告示第225号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により岩瀬駅前土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

平成4年2月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 岩瀬駅前土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和57年7月29日から平成4年3月31日まで
- 3 施 行 地 区 岩瀬町大字岩瀬字山王，字古田，字十五日田，字若宮，字御領，字十枚内，
字番匠免，字本内の各一部，字宮田，字成山，字代の下の各全部
岩瀬町大字青柳字中畑，字本内，字向山の各一部，字成山，字久保田，字
宮田の各全部
岩瀬町大字鞆田字八幡久保，字烏川，字合ノ田の各一部
- 4 事務所の所在地 西茨城郡岩瀬町大字岩瀬64番地2

5 設立認可の年月日

昭和 57 年 7 月 29 日

6 変更の主な内容 資金計画の変更

7 変更認可の年月日

平成 4 年 2 月 24 日

茨城県告示第 226 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 700 条の 6 の 4 第 3 項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行ったので、茨城県県税条例施行規則（昭和 34 年茨城県規則第 107 号）第 33 条の 9 の規定により告示する。

平成 4 年 2 月 24 日

茨城県江戸崎県税事務所長 谷 俊 夫

県 名	特約業者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	特約業者の指定の取消しの年月日
茨 城	有限会社 根橋商会 代表取締役 根 橋 純 隆	茨城県取手市東 4-5-2	平成 4 年 1 月 1 日

茨城県告示第 227 号

計量法（昭和 26 年法律第 207 号）第 143 条の規定により、計量器定期検査を行う区域、期日および場所を次のように定めたので公示する。

平成 4 年 2 月 24 日

茨城県計量検定所長 吉 田 馨

執行区域	器物提出の日時	器物提出の場所
金 砂 郷 村	平成 4 年 4 月 14 日から 平成 4 年 4 月 15 日まで (10 時から 15 時まで)	金砂郷村臨時計量検査所
水 府 村	平成 4 年 4 月 16 日から 平成 4 年 4 月 17 日まで (10 時から 15 時まで)	水府村臨時計量検査所
里 美 村	平成 4 年 4 月 21 日 (10 時から 15 時まで)	里美村臨時計量検査所
大 子 町	平成 4 年 4 月 22 日から 平成 4 年 4 月 24 日まで (10 時から 15 時まで)	大子町臨時計量検査所
	平成 4 年 4 月 27 日から 平成 4 年 4 月 28 日まで (10 時から 15 時まで)	大子町臨時計量検査所
勝 田 市	平成 4 年 4 月 21 日から 平成 4 年 4 月 24 日まで (10 時から 15 時まで)	勝田市臨時計量検査所

土 浦 市	平成4年5月 7日から 平成4年5月 8日まで	(10時から 15時まで)	土浦市臨時計量検査所
	平成4年5月12日から 平成4年5月15日まで	(10時から 15時まで)	土浦市臨時計量検査所
	平成4年5月18日から 平成4年5月22日まで	(10時から 15時まで)	土浦市臨時計量検査所
那 珂 湊 市	平成4年5月20日から 平成4年5月22日まで	(10時から 15時まで)	那珂湊市臨時計量検査所
	平成4年5月25日から 平成4年5月27日まで	(10時から 15時まで)	那珂湊市臨時計量検査所
水 戸 市	平成4年6月 2日から 平成4年6月 5日まで	(10時から 15時まで)	水戸市臨時計量検査所
	平成4年6月 8日から 平成4年6月12日まで	(10時から 15時まで)	水戸市臨時計量検査所
	平成4年6月15日から 平成4年6月19日まで	(10時から 15時まで)	水戸市臨時計量検査所
	平成4年6月22日から 平成4年6月26日まで	(10時から 15時まで)	水戸市臨時計量検査所
笠 間 市	平成4年6月 2日から 平成4年6月 5日まで	(10時から 15時まで)	笠間市臨時計量検査所
石 岡 市	平成4年6月 9日から 平成4年6月12日まで	(10時から 15時まで)	石岡市臨時計量検査所
	平成4年6月16日から 平成4年6月17日まで	(10時から 15時まで)	石岡市臨時計量検査所
結 城 市	平成4年6月22日から 平成4年6月26日まで	(10時から 15時まで)	結城市臨時計量検査所
常陸太田市	平成4年7月 7日から 平成4年7月10日まで	(10時から 15時まで)	常陸太田市臨時計量検査所
	平成4年7月14日から 平成4年7月16日まで	(10時から 15時まで)	常陸太田市臨時計量検査所
古 河 市	平成4年9月 1日から 平成4年9月 4日まで	(10時から 15時まで)	古河市臨時計量検査所
	平成4年9月 7日から 平成4年9月 8日まで	(10時から 15時まで)	古河市臨時計量検査所
下 館 市	平成4年9月 1日から 平成4年9月 4日まで	(10時から 15時まで)	下館市臨時計量検査所
	平成4年9月 7日から 平成4年9月11日まで	(10時から 15時まで)	下館市臨時計量検査所
岩 井 市	平成4年9月16日から 平成4年9月18日まで	(10時から 15時まで)	岩井市臨時計量検査所
	平成4年9月21日から 平成4年9月22日まで	(10時から 15時まで)	岩井市臨時計量検査所

下 妻 市	平成4年9月16日から 平成4年9月18日まで	(10時から) (15時まで)	下妻市臨時計量検査所
	平成4年9月21日から 平成4年9月22日まで	(10時から) (15時まで)	下妻市臨時計量検査所
水 海 道 市	平成4年9月24日から 平成4年9月25日まで	(10時から) (15時まで)	水海道市臨時計量検査所
	平成4年9月28日から 平成4年9月30日まで	(10時から) (15時まで)	水海道市臨時計量検査所
県 内 全 域	平成4年4月 1日から 平成4年9月30日まで (ただし、土、日、祭日、休日を除く)	(10時から) (15時まで)	茨城県計量検定所

~~~~~

**茨城県告示第228号**

平成3年10月9日付けで川根土地改良区から認可申請のあった飯沼地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成4年2月4日認可した。

平成4年2月24日

茨城県水戸土地改良事務所長 黒 澤 重 雄

~~~~~

茨城県告示第229号

平成3年10月9日付けで川根土地改良区から認可申請のあった野曾地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成4年2月4日認可した。

平成4年2月24日

茨城県水戸土地改良事務所長 黒 澤 重 雄

~~~~~

**茨城県告示第230号**

平成3年10月9日付けで茨城町明光土地改良区から認可申請のあった下田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成4年2月4日認可した。

平成4年2月24日

茨城県水戸土地改良事務所長 黒 澤 重 雄

~~~~~

茨城県告示第 231 号

平成 3 年 10 月 9 日付けで茨城町明光土地改良区から認可申請のあった下前地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成 4 年 2 月 4 日認可した。

平成 4 年 2 月 24 日

茨城県水戸土地改良事務所長 黒 澤 重 雄

茨城県告示第 232 号

平成 3 年 10 月 9 日付けで茨城町明光土地改良区から認可申請のあった美島地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成 4 年 2 月 4 日認可した。

平成 4 年 2 月 24 日

茨城県水戸土地改良事務所長 黒 澤 重 雄

茨城県告示第 233 号

平成 3 年 10 月 9 日付けで茨城町明光土地改良区から認可申請のあった宮下地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成 4 年 2 月 4 日認可した。

平成 4 年 2 月 24 日

茨城県水戸土地改良事務所長 黒 澤 重 雄

茨城県告示第 234 号

平成 3 年 10 月 9 日付けで茨城町明光土地改良区から認可申請のあった桜地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成 4 年 2 月 4 日認可した。

平成 4 年 2 月 24 日

茨城県水戸土地改良事務所長 黒 澤 重 雄

茨城県告示第 235 号

平成 3 年 10 月 9 日付けで茨城町明光土地改良区から認可申請のあった下地区土地改良事業については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により平成 4 年 2 月 4 日認可した。

平成 4 年 2 月 24 日

茨城県水戸土地改良事務所長 黒 澤 重 雄

茨城県告示第236号

平成3年10月9日付けで鳥羽田土地改良区から認可申請のあった逆川地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成4年2月4日認可した。

平成4年2月24日

茨城県水戸土地改良事務所長 黒 澤 重 雄

茨城県告示第237号

平成3年8月7日付けで田谷川土地改良区から認可申請のあった飯田西地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成4年2月1日認可した。

平成4年2月24日

茨城県下館土地改良事務所長 佐 竹 常 男

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 2, 3 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)